

# 令和元年あきる野市農業委員会 7月総会議事録

令和元年7月25日（木）午後1時30分、令和元年あきる野市農業委員会7月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 金子公晃、宮崎亮佑

## 議事日程

- 第1号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 報告

- 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

開会 午後1時31分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和元年あきる野市農業委員会7月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ、総会にお集まりいただきましてありがとうございます。梅雨入り宣言してからすぐに雨が降り始めまして、今年の梅雨は天気予報が珍しく何年振りかに当たったようで、雨が降っててなかなか畑に入れず、作物より草の方がはるかに伸びてしまうという、うちの畑も毎年のようなことなんですけれども、今日はいい天気で、一昨日夜にすごい雨がこちらにも降ったのではないかと思います。せっかく畑が乾いててやれるかななんて思ったら、また昨日できなくて、今日もこんないい天気、そろそろ乾いてトラクター等草退治ができるんじゃないか、という時にお集まりいただきまして、できるだけ速やかに総会を皆様のご協力をいただきまして、進行していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いします。

(会長) はい。それでは諸報告を行います。7月3日に瑞穂町で開催されました農業委員会地区別広域連携会議に、私と谷澤職務代理、事務局長とで出席いたしました。また、7月8日にJ A南新宿ビルで開催されました東京都都市農政推進協議会第52回通常総会に出席いたしました。諸報告は以上となります。それでは、本日の署名委員は堀江委員と田中克博委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、1ページをご覧いただければと思います。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和元年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号1について、担当の小田川委員、説明をお願いします。

(小田川委員) はい。それでは報告させていただきます。相続人の方が見えるということで、お話は聞いていただきたいと思いますが、田んぼの現況について、19日に事務局と現地を見てまいりましたので、報告をさせていただきます。地図は5ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

ご覧いただいているように、●●筆でございます。したがって、全体的に見た内容を報告させていただきます。お米と現在も何らかの作付けがされている田が、●筆ございました。あと●筆

については、作付けは今、されておりませんが、耕耘と草刈り等がなされておりました。あと●筆になりますけど、●●㎡の○○○番○○、右の一番下の所なんですけど、これについては小さい所で、草が生えておりましたが、草刈りをすれば問題ないと思います。全体的に見まして、耕作地としての機能には特に支障はないと、このように思っております。以上です。よろしくお願ひします。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？ご本人もこのあと来ますので、もし質問があればどしどし出していただきたいと思います。……。

(宮崎委員) あの、耕作していない所があるというお話でしたよね？作付けがされていないのが半分ぐらいあると。

(小田川委員) このうちの●筆ほど、今は特に作付けはしてなくて、草刈り等できれいになっている。そういう状況であります。

(宮崎委員) そういう状況で、この納税猶予というのはセーフなんですか？

(事務局) ここで相続したところなので、今後やっていくという本人の意思確認と約束のもと、家族等との話し合いの中で、これから農業経営をやっていくということが確認できれば、問題ないと思います。今後やる、ということですね。また、毎年この場所も農業委員の皆さんで確認に行くようになると思うのですが、そこでやってないとまた指導するようになりますし、税務署のほうでも確認した時に不耕作ということであると、確定という形になっていくのかなと思います。その辺はまたあとで本人が来ましたら、確認していただけたらと思います。

(議長) ここは全て調整区域なんですか？

(事務局) はい。調整区域です。

(議長) 他に何かご質問ございますか？……小田川委員、ここは周りの田んぼに与えてる影響と云うか、周りの田んぼはどういう状況なんですか？近隣の田んぼは皆さん田植えをしているのですか？

(小田川委員) 田植えは全体で半分ぐらいですかね。あとは野菜を作っています。

(谷澤職務代理) これ、区画して●●の●側が田んぼで、●側が畑になっているような感覚……そんな感じになってますよね？

(小田川委員) まあ、半分ぐらいかな……。

(谷澤職務代理) そんな感じですよ。

(小田川委員) 全部田んぼです。●●●●の所からずっと水路が行ってるから……

(谷澤職務代理) じゃあ、所々畑になっている部分は？

(小田川委員) 水を抜いているだけです。

(谷澤職務代理) ああ、そういうことですね。

(議長) やはり今、話があったように草刈りだけみたいな所もあるんですか？

(事務局) 草刈りだけだと、これからは困るんですよ。

(小田川委員) そうですよ。それは聞きます。

(事務局) 本来は今までも草刈りだけでは問題なんですけれども、宮崎さんが言ったように、本

来は今までも耕作してないといけないんですけれども、今後約束してもらえれば、問題はないかなと思います。

(議長)他に何かご質問ございますか？ご本人が来ておりますので・・・ではご本人を呼びます。

(〇〇氏入室)

(議長)〇〇さん、こんにちは。

(〇〇氏)こんにちは。よろしくお願いいたします。

(議長)それでは自己紹介も兼ねて、これからと言いますか、お考えを説明していただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏)はい。ただいまご紹介いただきました、●●に住んでおります、〇〇と申します。この農地を相続することになりまして、私はまだサラリーマンとして仕事をしておりまして、定年までまだ何年もあるんですけれども、父が残した農地ですので、今後一生懸命、力を入れて、これから作付け等も考えさせていただいて、農地を管理していきたいと思っています。本日はご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)ありがとうございました。ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員)今日はどうもご苦労様です。小宮久保の小川金二と申します。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏)よろしくお願いいたします。

(小川委員)あの、多西地区でこの他の場所なんかも毎年見させてもらっているという立場から、お話を伺いたいのですが、特にあそこの所は、△△さんの田んぼを毎年いつもよく見させてもらって、そのすぐそばなもんだから、私も●●●●に行っていて、兼業でしたから大変だったのですが、頑張ってもらいたいと思うんです。それで毎年我々も見るし、税務署も見るということもあるので、草を作ってもらっては困るという部分があるんです。作物は取り上げたばかりだからとか言い訳が付きますが、草だけは無理なので、これだけの大きい所をですね、お一人でやるのか、兄弟でやるのか分からないですが、どんな風にやってもらえるのか、今後私が見に行く立場で伺っていますので、ぜひ、お願いします。

(〇〇氏)分かりました。今後という事で・・・

(小川委員)今は？

(〇〇氏)そうですね。実際、今後いろいろな作付けとか考えていかなければいけないと思うんですけれども、まずその広さを一人でできるのかというところで、そこは家族でやるしかないと思っています。家族の労力と言いましても、一人、息子がいますけれども、あとはほとんど農業経験がない妻になります、その力を借りなければ到底今の広さを一人で管理するのは難しいと思っておりますので、妻にもそのことは話してありますので、そこは家族でやっていくつもりです。

(小川委員)あと、●●の田んぼは水の回りがいいので、良すぎるという感じですが、稲作をするのか、畑にするのか、そういうような方針を今は持っていますか？

(〇〇氏)そうですね。その辺は田と畑を臨機応変じゃないんですけれども、周りの方とも相談しながら、どういうのがいいのかと・・・。その辺はいろいろな場所とかを見て、今後近隣の人に相談しながら、やっていきたいと思っています。

(議長) 他にご質問ございますか？

(谷澤職務代理) いいですか？あの、谷澤と申します。

(〇〇氏) よろしくお願ひします。

(谷澤職務代理) これだけの面積で野菜なり米なり作ったとしても、自家消費となると結構大変と思うのですが、販路だとかそういったことはどのようにお考えですか？

(〇〇氏) そうですね。父が生前の時はファーマーズセンターの会員になっていまして、そちらへ出荷していましたが、今のところ、販路をどうするのかというのは、普通に作れたら自家消費だと余っちゃうでしょうし、ちょっと判断に困っているところがあります。

(谷澤職務代理) お父さんはファーマーズの会員だったので私も知っていますし、なんて言うんですかね・・・せっかく作った物ですし、今、ファーマーズの会員にも、なれるような状況なので、ぜひともいろいろな制度を使って勉強なりして、将来的には、定年後はそういった方向で、ぜひともやっていただけたらなと思うのですが、よろしくお願ひいたします。

(議長) 他にご質問ございますか？あの、先ほどから多少自信がなさそうなのですが、地目で言いますと全て田なのですが、先ほど小川委員からもありましたように、田ではなく畑にする可能性もあると思うのですが、周りも農地ですので、近隣には草等で迷惑が掛からないように、100パーセント農地を有効活用していただきまして、ぜひ販路を含め、生産に励んでいただきたいと思ひます。何か最後におっしゃることはござひますでしょうか？

(〇〇氏) これからいろいろ考えなければいけないことがありますので、とにかく、農地を守っていかなければいけないということは、これはもう十分分かっていまして、今後皆さま方にもご厄介になることもあるかも知れませんが、よろしくお願ひいたします。

(小川委員) もう1つ、すみません。田んぼ、今、議案にかけたのはこれだけですが、他にまだあるのでしょうか？

(〇〇氏) いや、もうないです。これで全部です。●●の田んぼしか。

(小川委員) だけですね？分かりました。

(嶋崎委員) 今のに関連しているのですが、今、ここには田んぼだけだけど、田んぼだけなんですか？農地として。

(〇〇氏) ここに書いてあるのが全てです。

(嶋崎委員) 地目が畑みたいなのは？

(〇〇氏) 以前はありましたけど・・・

(嶋崎委員) 今はなし？田んぼだけですか？親父さんが結構野菜持って来ていましたから。畑で作った物を。

(〇〇氏) そうですね。

(議長) 他には、よろしいでしょうか？・・・それでは他に質問がないようですので、〇〇さん、どうもありがとうござひました。ご退室いただいて結構です。

(〇〇氏) ありがとうござひました。よろしくお願ひいたします。

(〇〇氏退室)

(議長) それでは今の件で、まだご質問はありますでしょうか？

(嶋崎委員) いいですか?なんとなく、ちょっと心配な気がします……。全く見えてないようなんでね。もうちょっと、こう、なんて言うか……。見通しが欲しい気がします。

(事務局) もう少し耕作に対しての計画が欲しいですね。

(嶋崎委員) そうそう。ちょっとね……。と、言うことの意味です。

(議長) 他にご質問ございますか?……。いろいろ、ご本人の心構えがちょっと心配なところもございませうけれども、納税猶予というのはこういう厳しい、耕作しなければすぐ確定ということが待っているということ、ご本人によく説明していただきまして進めていただきたいと思います。が……

(谷澤職務代理) あと、必要ないのかも知れないけど、本当にやらせるように、なんて言うのか、栽培計画みたいなものを提出してもらおうとか、そういうことはできないのですか?

(事務局) 一応、どこの畑に何を植えてとか、計画書として簡単なものはいただいています。それをもうちょっと、具体的に作付けが決まった段階で出させていただくようお話することはできるので、それに基づいて今後確認の際に、実際にそのようになっているかチェックできると思いますので、そういった形で話をさせていただきます。

(坂本委員) いいですか?あの、多分ね、〇〇さんなんか、処分できれば処分しちゃいたいんじゃないかと思うんですよ。逆に買い手がいないんですよ。

(事務局) はい。それはご本人もおっしゃってまして、売買できるの?という相談もありましたが、やはり調整区域でなかなか受けてくれる方がいない、というところもある中で、やはり維持して行かざるを得ない。そう考えた時にしっかりやるしかない、というところがあるみたいで、やる以上は納税猶予をかけることも仕方ないのかなと。税金的なところも含め、そういった形で上がっているというのも事実です。

(議長) ここの田んぼは水がいいと言いますが、すべての田んぼが水路に面しているのですか?

(小川委員) 水は良く入ります。

(議長) 例えば經由して行くような所があつて……

(小川委員) もちろんありますが……

(議長) 途中で畑にして、水を止めてしまった、なんていうことはあるのですか?

(小川委員) いいえ、大丈夫です。

(小田川委員) 作ろうと思えば。

(議長) じゃあ、大丈夫なんですね。うちの方だと、手前を止められてしまうと水が行かなくなってしまう、大変なことになってしまうのですが……。

(小田川委員) でも、耕運機が入らないような所が結構あるんですよ。

(議長) 畦がないという?

(小田川委員) 要するに、きれいに整備されてないから。昔は人の田んぼの中を歩いて耕運機入れたりしたけど、今はなかなかね……。

(議長) じゃあ、そういう理由でやれてない所もあるのでしょうか?

(小田川委員) うーん……。だから米を作らなければ、普通の畑にできますけどね。

(議長) まあ、田んぼは田んぼでいろいろその、権限の決まりと言いますか、昔からの掬みみたいな

のがありますから、そういうのをよく配慮しながら田んぼをやっていただくように指導と言いますか、教えた方がいいんじゃないかと思いますが、他に何かございますか？・・・よろしいですかね？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、あの、かなり厳しい制度だということを、本人によく自覚していただくようにして、証明することにいたします。続きまして第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和元年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の谷澤委員、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。番号1について説明いたします。現地調査は19日に事務局と行ってまいりました。地図は6ページになります。

(現地案内図 説明)

この畑のすぐ上に〇〇とありますが、ここが自宅で自宅前の畑でございます。〇〇〇〇-〇〇の方には栗が植わっておりまして、△△△△-△の方にはブルーベリーとか、ナス、トマトが植わっていました。栗やブルーベリーの下が結構草は生えているんですけど、きれいに刈ってあって、その辺のところは問題なかったのですが、△△△△-△の方に畑の方にかかるような感じで、物干し台が置いてあったので、その部分だけは指導するように事務局の方にお伝えはしておいたんですけど、それ以外に関しては問題ないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と谷澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、4ページをご覧くださいと思います。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和元年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の橋本喜久司委員、説明願います。

(橋本喜久司委員) はい。19日に事務局と一緒に現地に行ってまいりました。地図は7ページになります。

(現地案内図 説明)

現在、周りの土地はすでに、何ヶ月か前に案件になったと思うのですが、この周りにはすでにブドウが植わっています。それでこの□□さんだけが断っていたみたいで、ここでやっと了承して貸すような形になったようです。現在はブドウをすぐにでも植えられるような状態になって、農地としては問題はないと思います。ただ、私が一番問題と思うのは、道路沿いに柵が作ってあるんですけど、測ってみましたら明らかに柵が道路にはみ出している。ですから、柵を引っ込めなければ、私としては了承はできないですね。柵を引っ込めて立てるように、そうなるからの了承になるかなと思います。以上です。

(議長) あ、今の、ちょっと補足しますと、舗装がされてるんですけども、舗装がちょっと道路の狭めに舗装がされてるんですよ。それで舗装がされてない地面も一応道路分は道路分。それで知らない人は、舗装の所までが道路だろうと思って、土の部分に柵をしちゃう人がね、いるんですよ。そういう土地事情がありますので、良く説明していただきたいと思います。山田のあそこはそうになっている……。では、ただいま事務局と橋本喜久司委員より説明をいただきましたが、何かご質問ありますでしょうか？

(谷澤職務代理) あの、その今の柵というのは、前の地主さんが建てたものですか？

(事務局次長) いや……

(議長) ○○○○○○さんかな。

(橋本喜久司委員) あの辺ずっと続けてあるから、この地主はみんな違うのに、ずっと続けて作ってあるので、○○○○○○さんが作ってるんだと思います。

(小川委員) 誰も立ち会わないでやった、ということですか？

(橋本喜久司) そうです。作付けもあるでしょうけれども、足場パイプを打ち込むだけだから、抜こうと思えばすぐ抜けますけど。

(議長) アスファルトがしてある所までだろうと思っちゃうんですよ。借りた人なんかはもう分からないので。地面の所まで自分の畑だろうと思って、やっちゃうんです。山田のあそこはみんなそうになっていますから。気を付けていただいて。

(谷澤職務代理) じゃあ、それはちゃんと……

(議長) そう。説明した方がいい。

(事務局) ちょっとそのパイプ、単管パイプで柵のようになってはいる状態なんですけど、どのような経過でそうなったのか、以前の担当者と確認が取れていなかったの、確認をさせていただきます。橋本喜久司委員と一緒に行かせていただいて、ご指導するような形かと思うので、一緒に行ってお話をさせていただいた上で、ということ。

(議長) まあ、今回は○○○○○○さんですが、他にもその解釈でやっちゃっている所がかなりある、という事ですよ？舗装までいいんだろうと。

(谷澤職務代理) ○○○○○○さん以外で、この中に持っている人では、どれくらいが……？

(橋本喜久司委員) 結局、足場パイプでやってあるのは、全部この〇〇〇〇〇〇さんだけですね。

(議長) だから、土を埋めて、畑にしちゃってるという所が・・・

(橋本喜久司委員) こぼれている所はたくさんあるんですよ。うちでもこぼれている所がありますので、強くは言えないところがありますが、柵とかは作ってませんので。

(谷澤職務代理) 農道の管理者がちゃんとやらなければいけない、とか、そういうところではないのですか？

(事務局長) 農道の管理からも言えますけど、分かっている委員さんからもどんどん言ってもらって構わないのですが。

(議長) 橋本喜久司委員は良く言ってますよね。言ったのがこっちへ来る事があるんですよ。言われたんだけど、と。説明していますから、聞いたことを。

(平野委員) ちょっといいですか？私も基盤強化促進法で借りているんですけど、◇◇さんに言われたのは、そういう境界を決めるのは相対でやってほしいと言われて、トラブル等あると後々面倒なので役所が立ち会うことはしない、と。だから地主が言わないとダメなんじゃないですか？

(事務局長) 元地主がですね。

(平野委員) こちらで、農業委員が指導とかするのではなくて。

(小川委員) 元地主というのは登記簿だから、市役所で登記簿を持ってるはずだから、その分の柵でやってる・・・杭がなかったら。杭は確認は？

(橋本喜久司委員) 杭って、農道なので道はまっすぐなんです。だから測れば。反対側がはっきりしている所は、そこから測れば。

(事務局次長) 基本的に杭は全部取れちゃってるので。上ノ台はないんですよ。

(小川委員) でも、一直線のはずだから。

(事務局次長) 道路の真ん中から割り振るとかしないと。

(事務局長) 舗装幅員とか見れば、だいたい分かるでしょう？

(事務局次長) それも・・・50センチ下がっているかどうか、何かあるんでしょうかね、台帳みたいなもの・・・

(橋本喜久司委員) これは、私が親父から聞いただけで、親父が作った時にはそういう風にやっているとと思うのですが、だから私もそれを知って、舗装の所から両側に50センチ。今はもっと、端まで舗装されている道路もあるんですけど、基本的には舗装から50センチ。

(谷澤職務代理) 今後問題にならないうちに、ちゃんとしておいたらどうですか？正式に。

(事務局) ここだけではない、という話になると思うので。

(事務局次長) 全体的な話で、うちだけ、と言われてしまうと・・・

(橋本喜久司委員) ちょうど、この場所に関してはいい機会だと・・・

(事務局) 単管もあるので、ちょっとそこは、〇〇〇〇〇〇さんも所有者さんも含め、確認をさせていただきます。

(議長) 他にご質問ありますでしょうか？・・・よろしいですかね？

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(数名の委員) 異議なし。

(橋本喜久司委員) すみません。私は議決権はないんですけど、下がるまでは異議あります。

(議長) 足場パイプなら抜いて引っ込めてもらえば・・・。

(小川委員) だけど、言っておかないと引っ込めてもらえないから・・・。

(議長) では、そういう条件付きで。

(事務局長) こちらでちょっと調べて、説明させていただきます。

(小川委員) その方がいい。

(議長) それでは、条件付きで決定することにいたします。続きまして番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。同じく4ページとなります。

### (第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の橋本喜久司委員、説明願います。

(橋本喜久司委員) はい。同じく19日に現地に行ってみりました。地図は同じ7ページです。

### (現地案内図 説明)

現地は今、草がきれいにしてあって、〇〇さんなら畑にすると思うのですが、トラクターでうなればすぐ農地として使えるような状態になっています。これもちょっと懸案事項なんですけど、〇〇さん、もう上ノ台だけでうちの倍ぐらい、面積があるんですね。お父さんも高齢で、今後大丈夫かな？というのがちょっと・・・農地としては全く問題ないです。将来的な人数、人手をどうするかというのが心配なだけです。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ありますでしょうか？

(小川委員) 〇〇さんの総面積は？

(事務局) ここを借りる前の段階で、自分の所と借地を含め●●, ●●●m<sup>2</sup>。ここを入れることによって、約●●, ●●●m<sup>2</sup>になるような形です。

(谷澤職務代理) でも、小麦とか作ってるから、それほど・・・

(事務局) それで、ここもかなり草がひどくて、誰も手付かずであった所を、〇〇さん見るに見かねて、どうにかしないといけないよね、と相談して来てくれた翌日に、ちょうど所有者さんから誰か借りてくれるなり、買って欲しくないかな？と相談がありまして、ちょうどタイミング良くいったような形です。〇〇さんがかなり前から心配をしてくれていた所を、自分から手を挙げて借りてくれているような形になっておりますので、一応ご報告だけさせていただきます。

(小川委員) 今のところ〇〇さんは、●●●●の●●もやってくれて、きれいにしてるので、了承していただいた方がいいかなと、私自身は思っています。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 心配ないと思います。

(議長) では、よろしいですかね？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。続きまして番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第3号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。では、説明させていただきます。地図は8ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちらは△△△△△に何年か前に貸し出した物で、今現在は全部露地で、トマト、ピーマン、エダマメとか、そういうものを作ってやっております、時々通って見るんですけど、冬は比較的きれいですが、ここのところ雨で、19日に行ったものですから、かなり草が高くなっていまして、制服だと思っておりますが、青っぽい服を着た女の人が一生懸命草むしりに、当日に合わせたかのように、草むしりをやっておりました。そういう努力が非常に認められるので、いいのではないかと。物はちゃんとできています。それから、ただちょっと問題になっているのは、この道路に面した東側に畑からかなり草が垂れ下がっていたので、歩道に垂れ下がった草をきれいにしておいてと、それだけちょっとお願いして、帰って来ました。今のところ一生懸命やっているようですから、問題ないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) この場所は△△△△△で体験農園として使っている所ですか？

(事務局) そのように使っている場所です。

(嶋崎委員) 中は家庭菜園的になっています。区画というか、分けては 아닙니다。

(谷澤職務代理) それで、最初こういうのが来るときに、要は、いろんな人が来ることによって、駐車場、路駐とかの問題があったじゃないですか？その問題というのは？

(事務局) 土・日については、この上の●●●●●●●●の駐車場を使わせていただいて、そこに停めてやらせてもらうようにしている、という事です。

(谷澤職務代理) 平日は？

(事務局) 平日については、道路挟んだ右手も△△△△△が借りている所で、そこに車を入れてやるような形で、気を使ってやっていただいているのは確かです。

(谷澤職務代理) じゃあ、問題は起きてないですね？

(事務局) 特段報告は上がっていません。

(嶋崎委員) あの、補足ですが、この道路を時々通って見ているんですが、道路に車が停まっているというのは、ゼロに近いですね。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。続きまして報告事項に移ります。

第1号報告について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。それでは9ページをご覧ください。第1号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。令和元年7月25日提出、あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号報告・收受80 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局より説明していただきましたが、この件について何かご質問ございますでしょうか？・・・よろしいですね？では、続いて専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは令和元年7月の専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、8月23日、金曜日、午後1時30分から、あきる野市役所別館3階、第1会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時29分